

企画戦略会議規程

(総則)

第1条 細則第25条による企画戦略会議は、特別の規程のない場合、本規程の定めるところによる。

(任務)

第2条 本会議は、本会の運営や事業における基本的な方針・計画・規程を審議すると共に、理事会の業務を推進するために設置し、下記の業務のほか、理事会の付託した業務を行う。

事業予算関係：中長期および年度の事業計画策定、予算案作成、決算書のチェックなど

諸規程関係：基本的な方針や綱領、諸規程の制定・改正・廃止などの起案・審議その他

重要件案：協議会間の計画・実行面の調整、他機関賞推薦審議、理事会議案の整理、役員の役割分担審議など

(構成)

第3条 本会議の構成は、役員のうち会長、副会長、会長が指名する者、及び常務理事とする。会長は、役員交替後の最初の理事会において議員を委嘱する。また、次期会長が決定した後は、次期会長を議員に加える。他機関賞推薦を審議する場合は、正会員の中から学識経験者を参考人として委嘱することができる。

第4条 本会議の議員の任期は、その役員の在任期間中とする。

(活動と報告)

第5条 本会議は会長が招集し、議長は筆頭副会長がこれにあたる。

第6条 本会議は、原則として理事会の事前に開催するほか、適宜必要時に開催する。又、必要によっては、書面審議によって会議を開催することができる。

第7条 本会議の審議結果は、承認、報告又は審議事項として理事会に提出する。

第8条 本会議は、限られた期間内に特定の問題を取扱う場合、期間を定めて臨時委員会等を設置することができる。

(ほか)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

[付規] 1) 本規程の施行をもって本会「企画運営会議暫定規程」廃止する。

2) 本規程は、2022年6月29日から施行する。